



Title	清代科学における策問：乾嘉期における策問重視の実態
Author(s)	水上, 雅晴
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 128, 1(右)-32(右)
Issue Date	2009-07-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38825
Type	departmental bulletin paper
File Information	128_001.pdf



清代科挙における策問

——乾嘉期における策問重視の実態——

水 上 雅 晴

一、問題設定

明清期の科挙試験は、地方試験の郷試、その上級試験たる中央試験の会試、いずれも三場に分けて実施された。明初の嘉靖十七年（一三八四）に「科挙成式」が定められてからは、首場では経義題として四書題の三道と五経題の四道が出され、第二場では論一道と判五道とが課される上に、詔・誥・表の中から一道を選択して解答することが求められ、第三場では経史時務策が五道出題された。この出題形式は、明代を通して変わることがなかったばかりでなく、清初の順治二年（一六四五）に公布された「科場条例」においても踏襲され、清代中期の乾隆二十一年（一七五六）に至るまではほぼ変わることなく実に四百年近くも維持された。その後、数度の変更を経た後、乾隆五十八年（一七九

三)に、首場に四書題三題と五言八韻詩一題、第二場に五経題各一篇、第三場に策問五道、という具合に試験の内容が改められると、この構成は清末に抜本的な改革がなされるまで変更されることはなかった。^(二)

「科挙成式」制定当初の趣旨としては、この三段階の試験相互の間に重要性の面で格差はなかった。それは、顧炎武(一六一三～一六八二)が「明初の三場の制度では、場の先後はあつても軽重の違いはなかった」(『日知録』卷十六「三場」と述べている通りである。しかし顧氏が続けて、「ところが、士子の精力は多くの場合、専ら一つの経書に注がれ、古を考えることを蔑ろにする。主司が答案を読む場合には、初場を通過したものを大事にして、第二・三場から優れた答案を見出す努力をしない」^(三)と述べているように、次第に首場の経義、とりわけ四書題が事実上、合否を左右するものとなり、受験する士子と試験の実施責任者である主司双方の関心がそこに集中するようになった。

明清期のほぼ全体を通して、郷・会試の首場に四書題が置かれたことは、四書題が一貫して重視されたことを示唆する。左に掲げる清代中期の銭大昕(一七三八～一八一〇)と清代後期の陳澧(一八一〇～一八八二)の発言は、顧炎武が指摘する状況が基本的に清末まで改まらなかったことを例証する。

郷・会試は三場に分かれているが、実質的には一場しかない。士子が誦習し、主司が鑑別に用いるのは、四書文だけである。^(四)(銭大昕『十駕齋養新錄』卷十八「科場」)

今、科挙の試験会場では、多い場合には受験者が一万人を越えることもある。一人一人が十四題分の答案を作成すると、試験官は全部に目を通し切れない。そこで、三場の中では第一場だけを重視し、第二場・第三場は評価するまでもないと見なし、目を通さないことすらある。かくて士人は四書文にだけ力を注ぐようになり、経学が廃れ古学が蔑ろにされる風潮をもたらしてしまった。^(四)(陳澧『東塾集』卷二「科場義三」)

明清期の科挙において首場が重視されたことは幾多の研究者によって言及されて来たが、これまで深い考察が加えられることがなかった。研究上のこの空白を埋める作業を行なったのが、侯美珍「明清科挙取士『重首場』現象的探討」^(五)である。侯氏は、郷・会試の内容、首場の試験の変遷、明清科挙における首場重視の実態、首場重視がなぜ問題視されたか、首場重視の現象が出現した原因……等々の論題を設定した後、試験制度の構造、試験に用いられる文体の性質、考官（＝試験官）という要因、閱卷の規定、閱卷の時間などの様々な方面から解明を試みている。併せて、首場重視の状況が何故、改善されなかったかについても論じている。

侯氏の研究については本論の中でも論及するが、それを踏まえると首場が重視され続けた事実が再確認され、首場重視にはそれ相応の理由があったことも了解される。すると、清代の科挙に関して考察を加える意義があるのは首場だけで、第二・三場は論じる価値がないかにも見える。しかし、清末の陶福履（一八五三～一九一一）が「漢以後、科挙の試験に用いられる文章はしばしば変わったが、ずっと廃止されることなく用いられたのは策だけである」^(六)（『常談』「策」と指摘しているように、策問だけが科挙成立以前から長年にわたって人材登用試験の中で用いられ続けており、その事実は軽視できない）。

実際、ベンジャミン・エルマン氏は、陶福履の発言を踏まえた上で、明清の科挙の中で策問が首場の四書文に対して従属的な地位しか占めていなかったことによって、「歴史家たちが策問の重要性を見落とし、前漢から科挙が廃止された一九〇五年に至るまでの長期間にわたるその展開を見過ぐすに至ってしまった」^(七)と問題提起している。その大著『後期帝政期における科挙文化史』の論述の細部には誤りが少なくないが、第九章を中心とする諸処において、明清期における学問状況と策問の出題内容との関連を詳論している点については、新たな検討課題を開拓した点において評

価に値する。^(九)エルマン氏とは別に、朱迎平氏も科挙試験の中で策と論だけが終始用いられ続けたことを指摘しており、その理由について、考查内容が広い範囲に涉つていて具体的であること、経世の才識を見出すという科挙試験の目的に合致する文体であること、という二点を挙げている。^(一〇)

このように、科挙試験の中で策問が一定の重要性を持っていたことは認識され始めてはいるものの、考察を加えるべき論題は、当然、多数残されている。本稿は、策問が清代の科挙の中でどのような役割を果たしたか、その一端の解明を目指す試論である。議論の流れとしては、策問に対する考官と受験生の一般的な見方をまず論じた上で、その見方を方向づけた要因を明らかにし、次いで策問が課された第三場の重要性に対する認識とその変化を跡づけ、さらには、その変化が如何なる条件によつてもたらされ、また科挙試験の実施に如何なる影響を及ぼしたか、という点について順次考察を進めて行く。

二、策問に対する一般的な見方

第三場で出題される策問に対して、どのような見方がされていたかは、科挙制度の中における策問の位置づけに加え、受験生がどのような「対策」、すなわち策問に対する答案を提出し、考官がその対策をどのようにに取り扱ったか、によつて大まかな傾向を把握することができる。本節ではそれらの点を論じることとする。

(a) 三場における位置とその評価の関係

冒頭で紹介した通り、清代の科挙において策問は基本的に第三場が定位置であったが、時には別の位置に移動することがなかったわけではない。康熙二年（一六六三）の詔によって、三場の試験が二場に減らされ、試験の内容も、首場が策五道のみ、二場が四書と五経の論各一首、それに表一道、判語五条、という具合に改められた。^(二二) 其の結果、会試は康熙三年（一六六四）甲辰科と同六年（一六六七）丁未科の二回、郷試は康熙五年（一六六六）丙午科の一回だけ、首場に策問が用いられたことがある。

清初の王通によると、この時の改制は、首場の経義題の答案に用いられる八股文が政務と関係がなく文章も虚飾であるとの認識に立つて、対句を駆使する特殊な文体である八股文を禁止する一方で、「国を為め民を為むる」^(二三)のに役立つ策・論・表・判から出題することを求める康熙帝の意向に沿ったものである。康熙帝の認識は、刁包^(二四)（一六〇三～一六六九）、陸世儀^(二五)（一六一一～一六七二）、顧炎武^(二六)（一六一三～一六八二）、毛奇齡^(二七)（一六二三～一七一三）、閻若璩^(二八)（一六三六～一七〇四）など明末清初の一群の士人が提出していた八股文無用論と重なるものであった。しかし、策論だけの試験だと簡略に過ぎ、四書題と五経題をなくすと聖賢の学が講じられなくなってしまう、という懸念を表明した礼部侍郎黄機の上奏が功を奏し、康熙七年に改制前の制度に戻すことが決定した。^(二九)

極めて短期間ながら、清初の科挙において首場に策問が置かれた時期があったことから、政治の実務にその能力を発揮する人材を登用する上で、策問が有用であることを認識している士人も確かにいたが、長年慣れ親しんでおり、かつ幼児期からその学習を積み重ねてきた八股文の廃止に戸惑いや反撥を覚える士人の方が遥かに多く、変化を望まない者が多数を占めていたことがわかる。^(三〇) それからかなりの後、郷・会試に関しては、「実学を見て真才を抜く」のに

有効だという理由で、光緒二十四年（一八九八）に下された詔によって、策問が再び首場に返り咲くことになったが、清王朝の命脈がまもなく尽き、科挙制自体が幕を閉じてしまった。

結局、制度上の位置づけとして、策問は郷・会試の第三場から動くことは殆どなかったが、人材選抜に役立たないと思なされていたわけでもなかった。同様のことは、郷・会試以外の試験からも看取される。たとえば、清初から清末に至るまで、殿試では八股文を用いる四書題が課されず、策問一道だけが課されたことはその例証である。ただ、殿試の試験において書法が重視されていたこともまた事実であり、対策の内容だけで順位が定められたわけではないので、殿試に採用されていたことのみによって策問の重要性を過大評価することもできない。

唐宋期の制科と同様、特例として康熙十八年（一六七九）と乾隆元年（一七三六）の二度だけ実施された博学宏詞科の試験からも、策問の有用性が認識されていたことがうかがえる。この中、二回目の試験に着目すると、雍正十一年（一七三三）に推薦を求める詔が下されたが、候補者がなかなか集まらず、三年後になってようやく実施が決まっている。その際、第一回目の旧例にならって僅かに詩賦の試験のみにとどめようとしていたところ、試験の二日前に或る御史が入奏して、詩賦の試験だけでは「鴻博」の名に恥じないような学識の者を鑑別するには不十分だと指摘したため、第一場は詩賦に論一道を加え、さらに第二場を設けて策問を課することに改められたのである。

（b）答案と採点に対する規定とその影響

三場の中で第何場において試験が実施されるか、ということは、採点を担当する考官の態度にも少なからぬ影響を及ぼす。採点に関する規定を調べてみると、乾隆四十七年（一七八二）と嘉慶十年（一八〇五）に、まず第一場の文

章を採点し終えてから、第二・三場の採点に移ることを求める論旨が下されている。⁽¹¹¹⁾ 侯美珍氏はこの事実を根拠に、考官が第一場の出来によって可否を定めることが定例化していたと主張する。侯氏はまた、頭場偏重の弊害を是正するため、乾隆四十八年には、頭場の採点が終わつた後、第二・三場の採点中に優れた答案があれば、追加で推薦して主考の採択に委ねることを認める修正がなされたが、大勢として首場偏重の傾向が確かに存在していたと断じている。⁽¹¹⁴⁾ さらに侯氏によると、かような傾向が生じた理由として以下の二点が挙げられる。一つは、八股文が首場に置かれ続けた、という本稿冒頭で指摘した事実が「国家の定制の旨に已に軽重が有る」ことを示しており、考官はその軽重の判断に従うのが自然であること。もう一つは、短い期間内に数多くの答案を処理することを求められるため、考官の精力が首場の八股文の採点で尽きてしまい、第二・三場を入念に採点する余力がほとんど残っていない場合が少なくなかったこと。第一場の第一篇の最初の八行、或いは三行が目を引きかねれば、後は全て捨て置いて顧みない、という考官もいたらしい。第二・三場の採点が十分になされないのは、考官の怠惰に起因する面もあったが、採点の日程に餘裕がなかったことは無視し得ない要因である。⁽¹¹⁵⁾

郷試について言うと、第一場の試験が八月初九日、第二場が十二日、第三場が十五日にそれぞれ実施された後、合格発表が小省では八月中、大省でも九月五日までになされていた。採点時間の不足が問題になったため、康熙五十一年（一七一）に合格発表の期限が一律に九月に改められたが、それでもなお大省ですら十五日までに合格発表を実施しなくてはならなかった。⁽¹¹⁶⁾ 考官が実際にどの程度忙しかったかは、錢大昕が乾隆二十七年（一七六二）の湖南郷試の主考官を務めた時の報告書から、その実情を推察することができる。

湖南で受験した士子は四千人餘り。三場の試卷は全部で一万二千篇を越え、經義・論・策・詩を合計すると、五

万六千篇を下らない。臣等が査読を開始してから、試験業務の終了に至るまで、全部で十八日であつた。^{二七}（『潜研堂文集』卷二十三「湖南鄉試録序」）

五万六千篇もの答案を、主司たる主考官と副考官、それに十八名の同考官、併せて二十名で僅かに二週間程度で採点し終えること自体、容易なことではなく、確かに首場の採点の後、第二・三場の答案まで集中力を維持するのは至難の業であつたと推測される。侯美齡氏によると、本稿の冒頭で紹介した陳澧「科場議三」と同様の指摘は、すでに明代においてもなされており、採点時間の不足は早い時期から認識されておりながら、それを解消するための有効な手立てが講じられなかったことが首場重視の傾向に拍車を加えたのである。^{二八}

第二・三場の採点に十分な時間が掛けられないことが自明であるため、多くの受験生によつて手抜きの方策が提出されるのも自然な成り行きであつた。清代後期の福格（生卒年未詳）は、清代における科挙試験の内容の変遷を概観した後、「策論は、出題文に即して『賦』字を『也』字に直すだけで、答案にでっち上げている」と述べ、策問の助字を入れ替える程度の「敷衍」に過ぎぬ対策の存在を指摘する。しかるのち、そのような対策が出現する理由について、次のように説明している。

合格が決まってから試録に掲載して進呈されるのは、首藝（＝首場の文章）の四書文だけであり、闈墨（＝合格者の答案集）に刊刻されるのも、やはり首藝だけである。他の答案は束ね置かれて、棄てて顧みられないも同然であり、磨勘官による検閲も行なわれるが形式的なものに過ぎない。会場全体に受験する士子は万人おり、その中に優れた対策が一二条あつたとしても、主司は典拠が捏造されているかも知れぬことを恐れ、それによって合否を定めることを憚る。また、断章取義の批判を招いたり、対策の全文が朝廷の忌諱に触れることを恐れ、目

を引く対策を却って見捨ててしまう。かような次第で士子は戒め合つて、誰もが中身の無い文章を敷衍するに
どめるのだ。^(二九)（『聴雨叢談』巻四「科目」）

郷・会試の後、主司は試験の実施報告書である序文と模範答案たる程文を綴り合わせて皇帝に献上する。これを試験と称する。試験やそれをもとに民間の出版業者が刊行する闈墨に掲載されるのは四書文だけであるから、考官や答案の不正や不備のチェックを担当する磨勘官の注意は首場の答案に集中し、第二・三場の答案の評閱はおざなりになる。仮に対策に優れた答案があったとしても、古今政治の得失を評論することが多い策問は、筆禍事件が起こる可能性をはらむので、当たり障りのない平凡な答案の方がむしろ考官から歓迎され、受験生もそのあたりの事情をわきまえていて対策の文章には力を入れない、というわけである。

四書文の重視と策問の軽視は、それぞれの答案の字数に対する規定と無縁ではない。清代後期の王茂蔭（一七八九～一八六五）が「振興人才以濟實用摺」（咸豐元年＝一八五一年）の中で、「定例によると、策題は三百字が標準になつており、対策は一篇あたり三百字で合格が可能で、空疏な者は試験問題の文章を敷衍するのが常で、それで答案が完成できます^(三〇)」と指摘していることから、策問の「敷衍」に等しい対策の常態化には朝廷による規定が影響していることがうかがえる。王氏が「定例」と称している規定は、「策題については、一問あたり三百字を越えてはならない^(三一)」という乾隆三十六年（一七七二）の議准、及び「対策の文章には、これまで字数の規定がなかったが、三百字に満たないものは、字数の面で簡略に過ぎるので、瑕疵の例に照らし合わせて、受験停止一回の罰を下すべきである^(三二)」という乾隆五十一年（一七八六）の議准がそれに相当すると考えられる。

実は、対策の字数については、順治二年（一六四五）の時点で、「論策は二千字を過ぐるを得ず」と上限が設定され

ているのであるが、その百四十年後になって三百字という下限が設定されていることは、その字数、すなわち策題の字数をすら切る答案が珍しくなかったことを意味しており、それは、科挙の考官・受験生双方の共通認識として、第三場の策問の重要性が高くなかったことの反映に他ならない。対して、首場の答案の字数に対する規定を見ると、順治二年（一六四五）の時点では、一篇あたりの上限が五百五十字だったのが、康熙二十年（一六八一）には六百五十字、乾隆四十三年（一七七八）には七百字まで増えており、上限を上設定し直さねばならないほど答案の字数が拡大しており、八股文に対しては下限を設定する必要が全く無かったに相違ない。清代の科挙における首場の重視と第三場の軽視は、答案の字数に対する規制からもうかがえるのである。

三、第三場は形骸化していたか？

前節までの考察からは、策問の重要性を認める士人も居ることは居たが、それよりも首場の方の方が遥かに重要だというのが大方の見解であり、科挙制度の面でも、士人の意識の面でも、策問が首場の経義題に対して従属的な位置しか占めていなかったことが改めて確認された。すると、策問が出題される第三場は形骸化していたと判断しやすいのだろうか。本節ではその点について検討を加えることにする。

清朝の大半の時期、第三場に置かれ、考官が目を通さないことすら珍しくなかった策問ではあるが、試験の一つとして定められている以上、当然のことながら、それを欠席することは許されなかった。陳其元（一八一一～一八八二）は、次のようなエピソードを紹介している。

小雲の弟次雲は、私の姪婿である。咸豐九年（一八五九）己未科の郷試で、第三場の時に重病になり、入場して試験を受けることができなかった。そのため、首場の段階では解元での合格が確実だったのだが、一場足りないで合格できなかった。主司は非常に残念に思い、その文章を闡墨の後ろに載せた。^(三四)（『庸間齋筆記』巻八「夢闡場屋文」）

海塩の徐次雲は、首場の答案を採点し終えた段階では解元、すなわち郷試の首席合格者になることが確実だと思われたのに、第三場を病欠したため合格できなかった。徐氏の八股文が出色であったことは、主司が合格者の答案と並べて闡墨に掲載したことからうかがわれる。闡墨は試録の同義語として使われることも多いが、試録に掲載される程文は当初、上位合格者の答案が掲載されていたのが、文字の誤りや答案の不備によつて処罰を受けるのを避けるため、明の中期以降、主考官が代作するのが一般的になっていた。^(三五)その闡墨に不合格者の答案を一緒に載せることは異例とも思われるが、主司がそれ程までに評価する受験生でも、第三場を欠席した以上、合格させることはできなかったのである。

右のように第三場を欠席することが許されないのは勿論であるが、五道課される策問全てに対して答案を書かねばならなかったことは、以下の例を見るとわかる。

蘇州の汪元亮、号は竺香は博聞強記であり、吳中の宿学として知られていた。乾隆二十七年（一七六二）壬午科の郷試に合格し、経魁（第二場の五経題の各経における首席）であったことから、朱文正公（＝朱珪）は高く買っていたが、意に沿わないことがあると神経錯乱状態に陥ることがあった。或る時、会試を受け、最初の二場ですでに合格確実となっていた。第三場の策問になっても、全て物事の本源にまで遡って論じており、試験会場全体

で及ぶ者はなかった。しかし、第四問の答案では、わずかに「臣愚不敢妄対（私めはいい加減に対えることは致しません）」という六文字しか書けなかった。採点を担当した房官はそれを読んで大いに笑ひ、結局、不合格になってしまった。^{三七}（銭泳『履園叢話』巻二十一「臣愚不敢妄対」）

これまで紹介した二例は、第二場を終えた時点では上位合格が望める位置にありながら、第三場の全部もしくは一部の答案を作成しなかったことによって不合格にされている。このように郷・会試の第三場で課される策問は、一問でもそれに答えないことが許されるほど意味が無いものではなかった。したがって、大半の受験生は空欄が生じることだけは回避することに努め、設問の趣旨から外れていることを承知の上で答案を書いて提出したに相違ない。実際、そうしたところ、考官が良いように解釈してくれて合格に結びつくこともあった。^{三八}

対策五道を書けば第三場はそれで良しとされたわけでもないことは、以下に引く事例に見られるように、対策の内容がもとで不合格になる士人もいたことから知られる。

郷試を受験し、房考であつた江西の蕭公、名は琦が熱心に推薦してくれたので合格が期待されたが、数日後、第三場の五策に偶々不備があつたので、結局、不合格となつた。^{三九}（勞渾『馮潜斎先生年譜』雍正七年条）

馮成修（一七〇二～一七九六）が雍正七年（一七二八）に郷試を受験した時、首場の答案は、房考として採点に当たった蕭琦によって主考に推薦され、この時点では合格の可能性は低くなかつた。採点責任者である主考は、房考が推薦する答案の中から合格者を定めるのが原則であつたからである。^{四〇}しかし、第三場で提出した対策に問題があつて、馮氏は涙を飲まざるを得なかつたのである。

次に掲げるのは、対策によって合格者の候補に挙げられながら、結局、対策によって合格できなかった周中孚（一七

六八〇一八三一」の事例である。

道光（一八二一～一八五一）の初年になってもまだ郷試を受けていた。同考官は嘉定の錢君で、少詹事（＝錢大昕）の族子だった。先生 answers を得て絶賛し、一所懸命に主考官に推薦して合格者に名を連ねさせようとした。

ところが先生の対策には少詹事の「答問」の語が多用されていたので、主考官は受験者と採点者の結託を疑い、結局、退けて副榜第一に定めた。^(四一)（周中孚『鄭堂読書記』巻頭所収戴望「外王父周先生述」）

文中の「答問」は、錢大昕が訓詁考証上の諸問題を問答体の形で解説したものであって、『潜研堂文集』巻四から巻十五に収録されており、李慈銘によって「攷据邃密」と評されている。^(四二)周中孚がその「答問」を利用して著した対策が或る同考官の目に止まり、その推薦を受けたことで合格が期待されたが、推薦した同考官が錢大昕の族子であったことから主考官の疑惑を招き、結局、合格できなかったのである。なお、「副榜」は準合格者として合格者と同じく合格発表の際に掲示されるが、合格者が受けられる次の段階の試験の受験資格は得られないので、実質的には不合格とほとんど差がない。

以上紹介した三例は、第三場で提出された対策の答案に不備があったり、或いは文章に問題があると見なされて合格が認められなかった事例であり、これらの事実を、第三場が科挙試験の一つの段階として機能しており、形骸化してはいなかったことを例証する。

四、清代中期における策問重視の実態

清代の史料を調査すると、郷・会試の第三場で提出する対策が原因で合格できなかった士人が居た反面、策問がもとで合格相当と認められた士人が居たこともわかる。第三場が形骸化していたか否かをさらに確認する意味も込めて、それらの事例について考察を加えてみたい。

洪亮吉（一七四六―一八〇九）は、文字訓詁の学に従事して『春秋左伝詁』などの多数の著作を残しているが、年譜に記されている科挙受験の記録を見ると、その可否の判定に彼が提出した対策が影響することが少なくないようである。以下、年譜の中から拾い出した三つの事例を調べてみることにしよう。

この科の採点会場に亮吉の経義の文と五策が届いており、すでに解元に定められていた。房師の賈景誼先生（乾隆丁丑科の進士で官は蘇州総捕同知）が首場の経義に別解があるのを理由に、二人の主司と争ったことで、副榜の第一名に定められた。^{（四三）}（呂培等撰『洪亮吉年譜』乾隆三十九年条）

これは、乾隆三十九年（一七七四）甲午科江南郷試を受けた時のことであり、洪亮吉が当初、解元と判定されたことに関しては、「経義」と並べて提示されている「五策」、すなわち第三場の対策が影響しているかに見えるが、どの程度影響しているかは判然としない。ただ、次に掲げる乾隆四十五年（一七八〇）庚子科順天郷試を受けた時の事例からは、洪亮吉は八股文が得意でなかったことが推察されるので、対策の出来が判定に全く影響を及ぼしていないとは言えないであろう。

この科の座師は、協辦大学士である漳浦の蔡文恭公新、刑部左侍郎である無錫の杜公玉林、内閣学士である滿洲の嵩貴公であつた。房師は掌貴州道監察御史である清苑の李公孔陽であつた。李公は首场の答案を採点するとまもなく病氣になり、二場は呉江の丁郎中雲錦に代理を頼み、三場は嘉定の曹中允仁虎に代理を頼んだ。座師は制藝がいずれも散体なので、すでに副榜の第一と定めていた。忽ち中允がその五策を得て、顧亭林の再来だと考えた。蔡文恭公が取つて読むと、これまた激賞した。そこで洪亮吉の名を副榜の列から前に移して合格者の列に入れ、五策を（登科録に載せて）進呈した。^{（四四）}（『洪亮吉年譜』乾隆四十五年条）

「制藝」、すなわち首场の八股文が対偶不揃いな「散体」であるため、洪亮吉は副榜に定められるところであつたが、その対策が「清学開山の祖」とも称される顧炎武（号は亭林）の再来とまで評価されたことから、合格することができたのである。この事例においては、対策の出来が可否の判定に決定的な影響を及ぼしている。

さらには、乾隆四十九年の三月に会試を受験した時の話。

本房の翰林院編修である祥慶公は答案の査読が最も遅く、四月四日になってようやく三場の答案を併せて推薦して来た。總裁の蔡文恭公と紀公昀は洪亮吉の答案に嘆賞し、紀公はとりわけ五策を絶賛し、なんとしても第一に置こうとした。時の内監試であつた豊潤の鄭侍御激は、答案が戻つてきたのが遅いので疑いを抱き、第四十名以降に置こうとした。紀公は自分の意見を堅く守つて譲らず、両者が罵りあつて収拾がつかなくなった。^{（四五）}總裁である胡公高望が調停に乗り出し、結局、合格の答案としては採用されなかつた。（『洪亮吉年譜』乾隆四十九年条）

洪亮吉の答案は会試副總裁の紀昀（一七二四〜一八〇五）などから高い評価を受けたが、その答案を担当した同考官が採点を終えるのが遅かつたために不正が疑われ、合格を逃した。この時、紀昀が洪亮吉を第一、いわゆる「会元」

にしようとしたのは、やはりその対策によってであった。

対策によって合格圏内に到達したことがわかるのは、洪亮吉だけではない。他の士人に関する伝記からも同様の事例を提示することができる。

章宗源、字は逢之、浙江山陰の人である。翰林院編修の兄宗瀛が京師に任官したため、大興県の籍によって乾隆五十一年（一七八六）丙午科の（順天府）郷試に合格し挙人となった。若い時から聡明であり、時文を作るのが好きではなかったが、対策が該博であるため合格した。^{（四六）}（孫星衍『五松園文稿』「章宗源伝」）

章宗源（？～一八〇〇）は「時文」、すなわち八股文を好まなかった以上、第一場の答案が出色であったとは思われず、合格の決め手となったのは、やはり「該博（原文・博瞻）」である対策であった。なお、「章宗源伝」の後文を読むと、章氏が輯佚の学を好んでいたことが知られる。^{（四七）}

錢大昕はその学問が清代考証学の一つの典型を示す学者である。錢氏が初場重視の実態を告発した発言については本稿冒頭で紹介したが、会試でのその上位合格を決定づけたのは、やはり八股文ではなかった。

三月、会試に第十九名で合格した。総裁は大学士である海寧の陳文勤公・礼部侍郎である野園介公・内閣学士である武進の錢文敏公（＝錢維城）であり、同考官（として錢大昕の答案を選び出したのは）は翰林院編修である寧都の鈍庵廬公であった。この科では、文敏公が自ら策問の条目を選び、会場内の人材を広く搜した。三場の試験を通して合格させた王礼堂・王蘭泉・紀曉嵐・朱竹均・姜石貞・翟大川等は、いずれも古を探究する俊秀であった。合格掲示がなされた翌日、午門での謝恩の際、文敏公が諸公に対して言われた、「この科の上位合格者十八人はいずれも八股文によって合格したが、錢生こそが古学の第一名である」。^{（四八）}（『錢辛楣先生年譜』乾隆十九年条）

既述の通り、郷・会試では、同考官が推薦した答案をもとに主考官が採否を決めるのが通常の手続きであり、概ね十八人からなる同考官を「十八房」と総称する。^(四九)上の事例に即して言うところ、乾隆十九年（一七五四）会試における「元魁」、すなわち上位合格者十八名は、会試総裁である錢維城（一七二〇～一七七二）の言葉に徴するに、各同考官が割り当てられた答案の中で一番と認定して推薦して来た答案の作成者を上位合格に定めたのであり、同考官が首場の八股文をもとに選抜した判断を尊重したと考えられる。また、錢維城の言葉からは、八股文が古学に秀でた士人を選抜するには役立たぬため「自ら策問の条目を選」んだことが推察され、「古学の第一名」と称された錢大昕は、第三場の対策の出来映えによって選び出されたに相違ない。ただし、「元魁」十八人より上位に置くと同考官の反撥を招くので、十九番目で合格させたのであろう。

紙数の関係で省略するが、策問がもとで科挙に合格したことが示されている事例は、とりわけ清代中期の史料に多く見られる。^(五〇)かような事態の出来が稀でないことは、清代の科挙においては首場の答案によつて合否が左右されたという通念に背反しており、この時期の科挙にはそれ以前には見られなかった傾向が現れているようである。そこで節を改めて、この点について考察を加えることにしよう。

五、乾嘉期における策問重視——阮元を中心に——

先行研究によると、乾隆年間（一七三六～一七九五）より前は、清朝が実施する各段階の科挙試験は、理学、すなわち朱子学を中心とする宋明儒学を重視する傾向が強かったため、古典文献の考証を主とする学者にとって、出仕す

ることは容易でなかった。しかし、乾隆十年（一七四五）から乾隆帝はこの状況を改め始め、殿試の策問に經史方面の問題が出されるようになり、乾隆二十一年（一七五六）以後、この部分の試験の重要性が次第に高まった。その結果、左記の通り、經史を研究する学者が政權の中に進出するようになり、乾嘉期における主要な学者、とりわけ考証学者の多くがこの列に含まれる^{五二}。（括弧内は会試合格の年）

莊存与（乾隆十年）、盧文弨（十七年）、王鳴盛・錢大昕・紀昀・朱筠・王昶（十九年）、畢沅（二十五年）、趙翼（二十六年）、陸費墀（三十一年）、任大椿（三十四年）、邵晋涵・孔広森・程晋芳・孔繼涵（三十六年）、王念孫・戴震（四十年）、章学誠（四十三年）、武億（四十五年）、孫星衍（五十二年）、洪亮吉・阮元・凌廷堪（五十五年）、潘世恩（五十八年）

このような状況は、殿試の策問の出題傾向の変化のみによってもたらされたとは言えない。なぜなら、殿試を受けるためには、当然それ以前に郷試・会試に合格していなくてはならぬから、既にその段階においてこれらの士人が合格しやすいような条件が整備されていたに違いない。具体的には、郷・会試においても殿試と同様、次第に經史の考証を求める策問が出されるようになったと考えられる。事実、各省の郷試題名録や会試録に対する調査を進めたエルマン氏によれば、十八世紀後半に至ると、考証学の盛行という学風の変化を受けて、それまで出題範囲の外にあった考証的な論題が郷・会試の中で時折、出題されていることが確認される^{五三}。

ただ、ここで留意すべきは、出題傾向が変化しても、採点の方式が従来通り首場重視であれば、その状況の変化がもたらす効果は限定的なものにならざるを得ないということである。いわゆる考証学者たちが合格するには、第三場輕視の傾向にも変化が生じていなくてはならない。その点から注目すべきは、雍正帝が下した左記の諭旨である。

第二・三場の策論については、經世済民に資する実学を備えているか否かを判別するのにとりわけ有効であるにも関わらず、従来、士子は重視せず、考官の方でも首場の經義で既に合格圏内に達しているとして、策論をいい加減に手に取り、注意して読まないのは、科挙設立の趣旨に極めて背いている。今、会試が間近に迫っているが、三場の試験に均しく力を注ぎ、いい加減な答案を作成せぬよう、あらかじめ士子に周知徹底しておくことを礼部に命じる。考官の方で、もし時間が足りなくて、後場の答案をじっくり読むことができれば、採点期限の延長を求めて上奏しても構わぬ。本物の人材を得て実効をあげることが心がけよ。もし、合格と定めた答案の中に、經義は見所があっても策論がためなものがあれば、朕は主考官にその責任を問うことにする。^{五三}（『世宗憲皇帝実録』卷百二十七）

雍正十一年（一七三三）正月丙午という雍正帝の治世の終盤に下された論旨は、受験者と採点者が対策を重視する傾向を生み出したと推察され、一面では長らく放置されて来た採点時間不足の問題への対応策という意義を有する。策問において經史の考証を求める試題の割合が高まったこと、採点の際に第三場にも注意が払われるようになったこと、この二つの要因によって、八股文の名手とは言い難い洪亮吉・章宗源・錢大昕のような考証学者が科挙において成功を収めることが珍しくなくなったのである。

郷・会試における策問重視の傾向は乾嘉期を通じて高まりを見せ、管見によると、その高まりは以下に紹介する嘉慶四年（一七九九）己未科会試において頂点に達した。

第二・三場の經義の文と対策について、大興の朱公（『朱珪』）は先生（『阮元』）に依頼して一人で查読させた。そこで優れた対策一千三百巻餘りを選び出し、三日三晩読み続けて、さらに二百巻に絞り込んで三等級に分け、

そうしてから頭場の四書文を見たところ、「名士経生の多くがこの科から出た。博学宏詞科のように人材を得ており、まことに空前絶後だ」と評する者がいた。房考によつて押さえられ、結局、選出されなかった者も中にはいた。^(五四)

〔張鑑等『雷塘庵主弟子記』嘉慶四年条〕

この科の会試で、正考官の朱珪（一七三一—一八〇六）から第二・三場の採点を任された副考官の阮元（一七六四—一八四九）は、対策をもとに二百名を選出して、その二百名を三つの等級に分けている。阮元が策問をもとに選出した者を三つの等級に分けたのは、会試の合格者が第一甲、第二甲、第三甲に分けられるのに対応していると考えられる。二百名を選出したのは例年の会試合格者の総数を念頭に置いており、この科の合格者は全部で二百二十名であった。^(五五)通常の順序とは逆に頭場の答案を最後に見ていることから、頭場の答案を参考にするものの対策を主要な判定材料として人材を選抜しようとする意図が透けて見える。

阮元が担当したのは策問の採点だけではない。阮元『擘經室二集』巻八「己未会試策問」には策問が四題収録されているから、この科の策問は実質的に阮元の出題に係るといつても過言ではない。阮元の弟阮仲嘉が「己未科では、兄は経義によって人材を求め、三場の策問をとりわけ重視した」と述べているのを踏まえると、「己未会試策問」の中の第一問がそれに相当すると考えられ、^(五六)ここでは、経書中の諸問題を列挙した後、受験生各自が所掲の諸問題の中から選択して解答するように求めている。^(五七)八股文が優れているだけの空疎な士人の大半は、逆順の選抜の第一段階で篩い落とされたに違いない。

通常とは異なる方式で採点が行なわれた嘉慶四年の会試は、博学宏詞科の時のように優れた人材が選出された、という賞賛が寄せられる程の実効を上げた。^(五八)その五年後に実施された郷試は、阮元のやり方が成功を収めたことを如実

に示している。「今年、門生の主試、天下に半ばす」(阮元「試院煎茶用蘇公試韻」詩)^(五九)と詩に詠んだのは若干の誇張を含むが、驚くべきことに、嘉慶九年(一八〇四)の郷試において、阮元の門生が十六省の中、実に七省の考官となったのである。すなわち江南郷試副考官の涂以輯(一七五五〜一八二〇)、河南郷試主考官の鮑桂星(一七六四〜一八二六)、湖北郷試主考官の王引之(一七六六〜一八三四)、四川郷試副考官の程国仁(一七六四〜一八二五)、貴州郷試主考官の張師泌(生卒年未詳)、広東郷試副考官の陳寿祺(一七七一一〜一八三四)、広西郷試主考官の吳鼎(一七五六〜一八二一)の七名であり、いずれも嘉慶四年己未科会試の合格者である。彼らが各地でどのような方針によって試験を実施したかは容易に予想されるが、具体的な実施状況を示す資料はまだ検出し得ていない。かような情勢の変化は行き過ぎと受けとめられたようで、翌嘉慶十年(一八〇五)には、以下のような論旨が下されている。

郷・会試には三場が設けられており、二場の五経題の文と三場の対策は、元来、初場の制義と同様に重要なものである。しかしながら、まず頭場の文藝を見て、清真雅正にして規格に合致しているものを選び、その上で第二・三場を併せ調べて、五経題の文が該博で対策が詳細明白なものを取り上げることが必須であり、かくすると自然と通才を鑑別することができる。今後、試験業務に従事する各官に命じて、定例を堅く守り、まず頭場を調べてから第二・三場を調べ、まず同考官から推薦されて来た答案を査読してから、落卷を探すようにせよ。^(六〇)(『清会典事例』卷三百三十二、礼部四十三、貢举「試藝体裁」)

「落卷」、すなわち房考が退けた答案は、優れた人材を埋没させないため、主考が再検討することが認められている。^(六一)採点時間が限られていることに鑑みると、落卷の再調査は多くの場合、首場で退けられた者の答案がその対象になっ

たとえられ、第三場でその能力を発揮できる博学な考証学者の救済策として機能した面があることは容易に想像される。すると、首場重視の原則に立ち返ることを求める嘉慶帝の論旨は、保守的な八股文重視派の官員が危機感を覚えて運動した結果に違いない。策問を重視する阮元の選別はその後も続けられたが、以下の事例に見られるように、妨害を受けることもあった。

黟県の俞理初先生（正燮）が礼部試（＝会試）を受けた。総裁は歙県の曹文正公（振鏞）と儀徵県の阮文達公（元）であった。文達公はかねてから先生の名を慕っており、何としても合格させたいと望んでいた。三場の五策が詳博な答案を目にする度に、理初に違いない、と考えた。合格発表があったがその名が見えず、あまねく落巻を探したけれどもやはり見つからず、訝しく思っていた。すると、文正公が徐に一卷を取り出して言った、「これが君の言う佳士だろうか。私は普段、このような瑣末な答案を最も憎んでいて、既に退けた」。受験生の名前を覆い隠してある封を取り除けて俞正燮の答案かと調べてみると、果たしてその通りであった。^{（六二）}

道光十三年（一八三三）の会試の際、最も合格させたかった俞正燮（二七七五～一八四〇）の答案が会試総裁であった曹振鏞（一七五五～一八三五）によって隠されてしまい、副総裁であった阮元は望み通りに合格させることができなかった。曹氏は、「受験者の答案を評閱する場合には功令（＝朝廷の法令）を遵守し、博学で才気のある士を取らなかつた」^{（六三）}（『清史稿』卷三六三、本伝）と称されているように、八股文を重視する旧来の規則を固守する立場を取り、第三場においてその才能を発揮する博学な士人を首場の段階で排除したのである。道光十三年の会試の時、謄録の任に当たって俞正燮の答案に目を通してゐる張穆（一八〇五～一八四九）によると、試験の十年後になっても阮元はこの時のことを恨んでいたという（俞正燮『癸巳存稿』卷頭所収張穆「癸巳存稿序」^{（六四）}）。

六、結論

清代の科挙では首場の八股文によって合否が決まった、というのは、全体的な傾向としては動かし得ない事実であるが、科挙試験が実施される遙か前から策問が人材登用試験に用いられ続けた事実を軽視すべきでない。そこで本稿では、清代の科挙において大半の期間、第三場で課され続けた策問が、科挙制度の中でどのように位置づけられていたか、清代の士人によってどのように見なされていたかを論じた上で、策問が清代の科挙試験や清代学術において如何なる意義を持っていたかについて考察を加えてみた。

第三場で書かれた答案は、八股文重視の風潮や採点時間が十分に確保されていなかったという事情のため、考官が目を通さないことすらあり、受験生の側でも策問の助字を入れ換えるだけで答案に仕立てて提出する不心得者が続出したとされる。しかし、五道課される策問の答案を提出しないことやその一部に解答しないことが許されるわけではなく、また、対策の不備によって落第させられる受験生もいたことから、第三場の試験は形骸化しておらず、郷・会試の三段階における一つの段階として機能していたことがまず確認できた。清代を通して殿試では策問のみが課され続けたことは、人材選拔上の策問の有効性が認識されていたことの証左であり、その観点から清代の史料を調査してみると、策問によって合格したことを示す事例が少なからず見つかり、それらの事例が乾嘉期に集中していることが判明した。

乾嘉期において、考証学に従事した士人の多くが科挙試験で成功を収めたことは、すでに指摘されている通り、乾

隆帝が殿試の策問に經史の考証に関わる問題を頻りに出したことがその現象を促した面があることは否定できない。しかし殿試を受験するためには、当然それより前に郷・會試に合格していなくてはならぬことに想到すると、既にその段階において考証学者が合格しやすい状況が作り出されていたと考えられる。実際、乾隆期に入る前に考官・受験生双方に向けて策問を等閑に附さないように求める雍正帝の論旨が下されており、この論旨がある程度の影響を及ぼしたと考えられる。

先行研究が指摘するように、乾嘉期における考証的な學問の盛行は、殿試のみならず、郷・會試においても、經史の考証を求める問題が出される、という現象を引き起こし、博學な考証学者がその博識によつて合格する道が開かれた。その傾向は、策問が出題される第三場を主要な採点対象にする考官が出現したことで、さらに加速された、時には第三場から採点を會試する、という通常とは逆順の採点方式を取る考官もいた。この逆順の採点方式を取った考官である阮元は、經史の考証を重視する乾嘉期の學風を體現する一人であり、その担い手の保護や育成に力を注いだ。策問重視のその採点法は、考証の學に従事する士人の官界進出を促進することを目指したものと考えられ、阮元の學術活動の一部を構成するものと言える。

清末の陳康祺（一八四〇～一八九〇）が「評判の高い科について見聞するに、朋輩の中、古書を研究するものの制藝が不得手な者が些か風雅を解する主司に邂逅し、第二・三場の答案が該博であることによつて選拔されることが多いのを理解する」^{〔六五〕}と述べているのを参考にすると、乾嘉期において郷・會試に合格する考証学者が輩出した背後には、策問を中心に採点する考官が阮元の他にも居たことを予想させるが、その点の解明は実施されていない。乾嘉期の科挙試験における策問の意義を理解するには、策問の重要性に対する当時の士人の認識、考官による郷・會試採点の実

施状況、策問に対する受験生の準備状況などについて、より詳細に考察を進める必要がある。本稿でなし得たのはあくまでも初歩的な研究に過ぎず、残された多くの課題に関しては、別稿において論じる予定である。

〔附記〕 本稿は、二〇〇八年十月十四・十五日、天津市考試招生考試院において開催された第四回「科举制与科举学」国際学術シンポジウムで発表した中国語論文をもとに作成したものであり、科学研究費基盤研究(B)「科举に関する文献学的総合研究」(課題番号：一八三二〇〇一三。研究代表者：佐藤鍊太郎)による研究成果の一部である。

注

- (一) 明清期における科举試験の内容の変遷については、劉海峰・李兵『中国科举史』二八五～二九〇頁、三六五～三六七頁(東方出版中心、二〇〇四年)を参照。
- (二) 『日知錄』卷十六「三場」に、「明初三場之制、雖有先後、而無重輕、乃士子之精力、多專於一經、略於考古。主司閱卷、復護初場所中之卷、而不深求其二三場」とある。黄宗羲も『南雷文約』卷三「科举」の中で、「無奈主文者、相習成風、去取只在經義、經義又以首篇為主、二場三場未嘗過目」と述べている。
- (三) 原文「郷会試雖分三場、実止一場。士子所誦習、主司所鑒別、不過四書文而已」。
- (四) 原文「今之科場、士子多者至万餘、人人各為十四藝、試官不能尽閱也。於是三場專重第一場、視二場・三場無足重輕、甚至有不閱者。故士皆專力於四書文、而成荒經蔑古之風也」。
- (五) 『台大中文學報』第二十三期(台灣大學中國文學系、二〇〇五年十二月)所載。
- (六) 原文「由漢而來、科举之文屢變、相承不墜者、惟策而已」。
- (七) Benjamin A. Elman: *A Cultural History of Civil Examination in Late Imperial China*, University of California Press, 2000.

清代科挙における策問

pp. 443-4 を参照。

- (八) たとえば、李弘祺「中国科挙制度的歴史意義及解釈—從艾爾曼 (Benjamin Elman) 對明清考試制度的研究談起」(『台大歷史學報』第三十二期、二〇〇三年十二月) の中で、相当の数に上る指摘がなされているが、問題点はそれにとどまらない。
- (九) エルマン氏前掲書第九章の標題は、「科挙における自然学・歴史学・漢学 (Natural Studies, History, and Han Learning in Civil Examinations)」であり、本章を構成する三つの節は、順に「明の策問における自然科学 (Natural Studies in Ming Policy Questions)」、「明清の策問における歴史知識の役割の変化 (The Changing Role of Historical Knowledge in Ming-Ching Policy Questions)」、「清の策問における漢学對宋学 (Han Versus Sung Learning in Ching Policy Questions)」である。
- (一〇) 朱迎平「策論—歴久不衰的考試文体」(『上海財經大學學報』第四卷第六期、上海財經大學學報編集部、二〇〇二年十二月)。
- (一一) 『聖祖仁皇帝実録』卷九、康熙二年八月癸卯条に、「礼部遵旨議覆、鄉会考試、停止八股文、改用策論表判。鄉会兩試、頭場、策五篇、二場、用四書・本經題作論各一篇、表一篇、判五道、以甲辰科為始。從之」とある。
- (一二) 王通『蠅菴瑣語』(不分卷) に、「康熙元年以前、考取鄉会試做八股文章、二年八月内、因上諭、八股文章、実于政事無涉。自今以後、將浮飾八股文章、永行停止、惟于為國為民之策論表判中、出題考試、欽此」とある。なお、王士禎『池北偶談』卷三、談故三「八股」には、八股文が王安石に始まる、という理由によって改制の詔が発せられたことが記されているのに対して、方濬師『蕉軒隨錄』卷六「試士廢八股文」によると、八股文に「剿襲が多」いため策論を用いることにしたとあり、八股文廃止の理由に関する見解は一樣でない。
- (一三) 刁包『用六集』卷十一「廢八股興四子五經說」に、「聰明穎異之士、從來不乏、而習聞父師之誨、往往以有用精神耗弊於無用之八股、使天下終役八股為也。欲求真學問、其可得乎」とある。なお、この引用文は、馬鏞『中国教育制度通史』第五卷(清代・上)、四三三頁(山東教育出版社、二〇〇〇年)からの転引。
- (一四) 陸世儀『甲申臆議』「慎制舉」に、「以八股取士、識者久已知其非求賢之道」とある。
- (一五) 顧炎武『日知錄』卷十六に、「嗟乎、八股盛而六經微」とある。
- (一六) 毛奇齡『經問補』卷二に、「向之台旧註新疏列代儒說見之帖經并詁義者、今止守宋人一家之言。是八比一出而經學尽廢」とある。
- (一七) 閻若璩『潛邱劄記』卷二に、「余嘗憤歎息、三百年文章學問、不能遠追漢唐及宋元者、其故蓋有三焉。一壞於洪武十七年甲子定

制、以八股時文取士」云々とある。

(一八) 『清史稿』卷一百八、選舉志三、文科に以下のようにある。

康熙二年、廢制義、以三場策五道移第一場、二場增論一篇、表・判如故。行止兩科而罷。四年、礼部侍郎黃機言、「制科向係三場。先用經書、使闡發聖賢之微旨、以觀其心術。次用策論、使通達古今之事變、以察其才猷。今止用策論、減去一場、似太簡易。且不用經書為文、人將置聖賢之學於不講。請復三場旧制」。報可。七年、復初制、仍用八股文。

なお、王士禎『池北偶談』卷三、談故三「八股」を見ると、黃機の上奏が左都御史王熙と儀制員外郎王士禎の意見を踏まえたものであることが知られる。

(一九) 康熙初期の科挙改革とその學術・政治的背景については、エルマン氏前掲書 pp. 526-532 を参照。

(二〇) 『光緒朝東華錄』光緒二十四年五月初五日上諭に、以下のようにある。

我朝承宋明旧制、以四書文取士。康熙年間、曾經停止八股、改試策論、未久旋復制藝。一時文運昌明、儒生稽古窮經、類能推究本原、發明義理。制科所得、不乏通經致用之才。乃近來風氣日漓、文体日敝、所試時藝、大都隨題敷衍、於經義罕有發明。而謫陋空疏者、每獲濫竽充選。若不因時通變、何以見實學而拔真才。著自下科為始、鄉會試及生童歲科各試、向用四書文者、一律改試策論。

(二一) 殿試策問における書法の問題については、李国栄「清代殿試抑文重字之弊」(『歴史档案』一九九八年第二期)や馮広賀「清代嘉慶朝以前殿試偏重書法之弊及原因」(『韓山師範學院學報』二〇〇七年第一期)などを参照。

(二二) 陳玉繩『陳句山先生年譜』乾隆元年条に、以下のようにある。

康熙十八年旧例鴻詞、僅試詞賦、考前二日、御史某入奏云、鴻博之學、必通天徹地、無所不知。若僅試詩賦、凡屬詞臣所能、不足以窺底蘊。於是凡二場、第一場、五六天地之中合賦・山雞舞鏡詩・黃鍾為万事根本論、第二場、經字・史學策問各一道。

(二三) 『清會典事例』卷三百四十七、礼部五十八、貢舉「内簾閱卷」に、以下のようにある。

(乾隆)四十七年奏准……主考・同考等官、於頭場卷閱薦畢、始分閱二三場卷。既閱二三場卷。

(嘉慶)十年諭……經文・策對、原与制藝並重、然必須先閱頭場文藝、挾其清真雅正合格者、再合校二三場。

(二四) 侯氏前掲論文三三四頁。侯氏が指摘するように、『清會典事例』卷三百四十七、礼部五十八、貢舉「内簾閱卷」に、「(乾隆)四

清代科挙における策問

十八年……又議准、各房官於頭場閱薦既畢、即將二三場通行細閱、如実有出色佳卷、仍准補薦頭場、聽主考酌量取中」とある。

(二五) 侯氏前掲論文第五節(五)「日力不給、考官怠惰」を参照。

(二六) 商衍鑒『清代科挙考試述録』六〇～一頁、八十一頁(三聯書店、一九五八年。一九八三年第二次印刷版による)。

(二七) 原文「湖南応募士子四千餘人、三場之卷、凡万二千有奇、合經書義論策詩計之、不下五万六千篇。臣等自閱卷之始、至於撤棘、計十八晝夜」。

(二八) 侯氏前掲論文三五～三九頁。

(二九) 原文「策論將原題所問、竄為所答、改數字為也字而已。蓋中式後進呈者、惟四書首藝。闡墨之刊刻者、亦只首藝。其餘文字、皆束置如棄、雖有磨勘、亦属具文。合場士子万人、縱有二三條對策問、主司輒恐微引出於臆造、憚於考定。又恐斷章取義、全文或涉忌諱、輒致棄之不録。是以士子相戒悉以空文敷衍而已」。

(三〇) 『王侍郎奏議』卷一「振興人才以濟實用摺」に、「又定例策題以三百字為率、而對策每篇三百字、即可中式、空疏者往往就題敷衍、便可完卷」とある。

(三一) 『清會典事例』卷三百三十一、礼部四十二、貢舉「命題規制」に、「(乾隆)三十六年議准、……至策題每問不得過三百字」とある。

(三二) 『清會典事例』卷三百三十二、礼部四十三、貢舉「試藝体裁」に、「(乾隆)五十一年議准、策文原不限以字数、但不滿三百字者、篇幅簡率、應比照疵謬例、罰停一科」とある。

(三三) 『清會典事例』卷三百三十二、礼部四十三、貢舉「試藝体裁」を参照。

(三四) 原文「小雲之弟次雲、為余姪壻。咸豐己未鄉試、第三場病甚、不能入試、乃頭場已中解元、因少一場、不能取録。主司極為惋惜、刊其文于闡墨後焉」。

(三五) この点については、鶴成久章「明代の『登科録』について」(『福岡教育大学紀要』第五十四号第一分冊、二〇〇五年二月)を参照。清代においては、乾隆十七年(一七五二)に以下のように取り決められたことは、主考による代作やそれに類する行為が依然として跡を絶たなかったことを示している。

十七年議准、鄉會試元魁卷、仍在場中刊刻、考官不得濫行改作。礼部均於榜後查對、如有改削過三五十字者、即照例參處。(『清會典事例』卷三百三十二、礼部四十三、貢舉「試藝体裁」)

(三六) 明・清期の科挙において、同考官は担当する答案を自己の「房舎」に持って行き、そこで採点した。そのため受験生側から見ても、自分の答案を採点した考官を「房官」「房考」「房師」等と称する。ただ、順治二年（一六四五）に不正を避けるために「聚奎堂」において一緒に採点するように定められていたり（『清会典事例』卷三百四十七、礼部五十八、貢奉「内簾閱卷」）、「房」での採点に関しては規定が度々変更されている。

(三七) 原文「蘇州汪三香元亮、博聞強記、為吳中名宿。中乾隆壬午經魁、朱文正公深器重之、每有不得意事、則風病時発。有一科会試、頭二場已入黜矣。至三場策問、皆元元本本、通場無及。然只对四問、有一問僅六字、云「臣愚不敢妄对」。房官閱之大笑、遂落孫山」。

(三八) 王士禎「古夫于亭雜錄」卷四「文章遇合」に以下のようにある。

郷前輩某公入秋闈、策問天文、不能悉。偶憶地理一篇、遂用塞白、自謂必無望矣。榜発、中式。及領卷閱之、批云、「題問天文、而子兼言地理、可称博雅之士」。文章遇合、信有命哉。

(三九) 原文「応郷試、経房考江西蕭公名琦力薦擬中、数日後、因三場五策偶有不検処、以致黜落」。

(四〇) この点に関しては、商衍鎰『清代科挙考試述録』七三頁、宮崎市定『科挙—中国の試験地獄』九八〜九頁（中央公論社、一九八四年）、劉海峰・李兵『中国科挙史』三六九頁等を参照。採点に関連する規定とその変遷は、『清会典事例』卷三百四十七、礼部五十八、貢奉「内簾閱卷」に見える。

(四一) 原文「道光初元、猶入試。同考官嘉定錢君、為少詹事族子。得先生卷歎絶、力薦於主者將列名。而先生策多用少詹事答問語、主者疑其有私、遂黜之而置副榜第一」。

(四二) 李慈銘『越縕堂日記』同治甲子三年（一八六四）二月二十五日条に、「閱錢竹汀文集。潜研自為近世集部中一大家、不特答問十二卷、攷据遼密、其各体文辞旨和雅、又皆有資于經史掌故。凡所論辨、精確可依」とある。

(四三) 原文「是科闈中得文及五策、已定作元。房師賈先生景誼（乾隆丁丑進士官蘇州總捕同知）、以首藝有別解、与両主司力争、因定作副榜第一焉」。

(四四) 原文「是科座師為協辦大学士漳浦蔡文恭公新、刑部左侍郎無錫杜公玉林、内閣學士滿洲嵩貴公。房師為掌貴州道監察御史清苑李公孔陽。李公薦首場即得疾、二場属吳江丁郎中雲錦代閱、三場属嘉定曹中允仁虎代閱。座師以制藝皆散体、已定作副榜第一矣。忽中允得五策、以為顧亭林復生。蔡文恭公取閱、亦深賞之。遂移入前列、以五策進呈」。

清代科挙における策問

(四五) 原文「本房編修祥慶公閱卷最遲、至四月四日、方以三場並薦。總裁蔡文恭公及紀公均奇賞之、紀公尤擊節五策、必欲置第一。時內監試費潤鄭侍御激、以得卷遲疑之、欲移置四十名外。紀公堅執不允、因相与忿詈不可解。總裁胡公高望調停其事、遂置不録」。

(四六) 原文「章宗源、字逢之、浙江山陰人。以兄編修宗瀛官京師、遂以大興籍中式乾隆丙午科舉人。少聰穎、不喜為時文、以对策博贈發科」。

(四七) 原文「采獲經史羣籍伝注、輯録唐宋已來亡佚古書、盈數笈。自言欲撰隋書經籍志攷証、書成後、此皆糟粕可鬻之。然編次成帙、悉枕中秘本也。又言、輯書雖不由性靈、而學問日以進、吾為此事、久之亦能為古文為駢体文矣」。

(四八) 原文「三月、會試中式第十九名。總裁大學士海寧陳文勤公・禮部侍郎野園公・內閣學士武進錢文敏公、同考官編修寧都鈍庵廬公。是科文敏公自撰策問条目、闡中偏搜。三場所得、如王礼堂・王蘭泉・紀曉嵐・朱竹均・姜石貞・翟大川輩、皆稱汲古之彦。揭曉之次日、午門謝恩、文敏公謂諸公曰、此科元魁十八人、俱以八股取中、錢生乃古學第一人也」。

(四九) 十八房については、水上雅晴・金原泰介「顧炎武『日知録』科挙編輯議(六)——十八房——」(『中国哲学』三十四号、北海道中国哲学会、二〇〇五年三月)を参照。

(五〇) たとえば、陳康祺『郎潛紀聞二筆』卷八「丁氏藏書」と卷十一「錢竹汀識拔邵二雲」には、丁杰(一七三八―一八〇七)と邵晋涵(一七四三―一七九六)がいずれも策問によって鄉試合格を果たしたことが記されている。

(五一) 李帆『清代理學史』中巻、二四頁(広東教育出版社、二〇〇七年)。また、李潤強『清代進士群体与學術文化』第四章「清代進士与康乾學術思想」二四〇―二頁(中国社会科学出版社、二〇〇七年)には、同様の見解が示された後、乾隆十年、二十八年、三十一年、四十三年、五十二年、五十四年、五十五年の殿試で出題された策問を『高宗純皇帝実録』から拾い集めて提示している。なお、二書はいずれも趙秉忠・白新良『清史新論』一二二頁(遼寧教育出版社、一九九二年)をもとに立論している。

(五二) エルマン氏は、前掲書 p. 506 において、以下のように説いている。

Classical predispositions began to change in the last eighteenth century, however, when in session-three policy questions in the provincial and metropolitan examinations, examiners at times tested technical *k'ao-cheng* topics previously outside the civil curriculum.

その後、具体的な出題事例に関する検討を加えた後、pp. 518-9 において以下のようにまとめ、漢学の流行と考証学に関わる論題が

第三場で出題される策問を通して郷・会試に浸透したと結論づけている。

Although the quotations from the Four Books and Five Classics presented during sessions one and two of the metropolitan examinations remained, for the most part, unchanged in content and governed by orthodox Cheng-Chu interpretations (there were stylistic developments as the length of eight-legged essays increased, however), Han Learning trends and *k'ao-cheng* issues had successfully penetrated both provincial and metropolitan examinations through the policy questions of session three.

(五三) 原文「至於三場策論、尤足覘經濟実学、乃向來士子、多不留心、而衡文者又每以經義已經入數、遂將策論濫收恕取、不復加意閱看、殊非設科本意。今會試伊邇、著礼部先期曉諭應試士子、於三場文藝、均應努力殫心、毋得潦草完卷。考試官如以限於時日、不能細心校閱後場、不妨奏請展限。務得真才以收實用。若所取試卷中、有經義可觀、而策論疵謬荒疏者、朕惟於主考官是責」。なお、『清會典事例』卷三百三十二、礼部四十三、貢舉「試藝体裁」にも同じ上論が採録されているが、下された月日が示されていない。

(五四) 原文「三場文策、大興朱公属先生一人披閱、乃選出長策一千三百餘卷、窮三日夜之力、再選出二百卷、分為三等、以觀頭場、名士絰生多從此出。論者謂得士如鴻博科、洵空前絶後也。間有被房考錮閉、終不薦出者」。

(五五) 清代の進士科合格者には定数が無かったが、李潤強「清代歷朝進士人數統計表」(『清代進士群体与學術文化』四九～五三頁所掲)によると、清代の会試一回あたりの平均合格者数は2397名である。

(五六) 阮仲嘉『瀛舟筆談』(閔爾昌編『王伯申年譜』嘉慶四年条所引)に、「己未科、兄以經義求士、尤重三場策問」とある。

(五七) 原文「問、孔子假年学易、雅言詩・書・執礼、易有三而周易独伝、漢・晋・唐・宋說、能挾其精而析其弊歟。乾坤象竜馬、用九六。然則象数可偏廢歟。詩言志、声依永、律和声、有詩而後有韻律歟。或詩韻必取同部、間有分合然歟。同部假借、転注能言其例歟。詩中訓詁見於爾雅者幾何。未見者幾何。尚書見於史記・漢書者、孰為古文。孰為今文。孔・蔡伝解句說可別白參解否。堯典中星至周而差、恒星東行、確可拠歟。三江舍經文則支条歧出、淮泗何以通河。敷淺原・三毫確在何地。儀礼宮室制度若誤、則儀節皆舛、試拳正之。鄭注後孰精其業試指数之。周礼小司徒田賦与司馬法異而同歟。鄭注說爲・說若之例、与許慎同否。礼記月令節物、可与夏小正・呂覽諸書參考歟。經注正義訛脱可校補歟。我國家經学昌明、其各拳所知以対」。

(五八) 李富孫「鶴徵録統輯序」(『鶴徵前録』巻頭)に、「我聖祖仁皇帝、崇儒重道、法古制科取士、特開博学宏詞科、……得人之盛、誠

清代科挙における策問

前古所未有」とあるように、康熙十八年（一六七九）に実施された第一回目の博学宏詞科の試験は、実効があがったと高く評価されることが多い。しかし、乾隆元年（一七三六）に実施された第二回目の試験については、商衍鋈『清代科挙考試述録』第三章第七節「制科」において、「如淹通經史之桑調元・顧棟高・程廷祚・沈彤・牛運震・沈炳震……等、皆一時續字能文者、俱未入選、頗失士林之望焉」（一四四頁）と説かれているように、その意義に関して批判的な見方がされることが少なくない。

（五九） 阮元『寧經室四集・詩』巻七所収。この詩については、近藤光男「阮元」（東京大学中国哲学研究室編『中国の思想家』下巻、勁草書房、一九六三年）の中で論及されている。

（六〇） 原文「嘉慶十年諭、鄉會試三場並設、經文策對、原与制義並重。然必須先閱頭場文藝、択其清真雅正合格者、再合校二三場、取經文之該洽・策對之詳明、自能鑑拔通才。嗣後著考試各官、恪遵定例、先閱頭場、後閱二三場、先校薦卷、後探落卷」。

（六一） 清代科挙における落卷の取り扱いについては、李世倫「清代科挙制度考辯」「搜落卷制度初探」（沈陽出版社、二〇〇五年）において詳論されている。

（六二） 王立中編・蔡元培補訂『俞理初先生年譜』譜餘補所収。原文「黟県俞理初先生（正燮）応礼部試。總裁為歙曹文正公（振鏞）・儀徵阮文達公（元）。文達夙慕先生名、必欲得之。每遇三場五策詳贍者、必以為理初也。及榜発不見、遍搜落卷亦不得、甚訝之。文正徐取一卷曰、『此殆君所謂佳士乎。吾平生最惡此瑣瑣者、已擯之矣』。撤弥封驗之果然」。

（六三） 原文「衡文惟遵功令、不取淹博才華之士」。

（六四） 原文「儀徵太傅主会試命下、諸鉅公輒相与賀曰、『理初入黉矣』。聞文出、穆為效写官之役、經義策問、皆折衷羣言、如說唐人正義・馬氏通考、而汰其繇繇也。榜発、竟報罷。已而知其卷在通州王菽原礼部房、礼部固力薦之、而新安相国深嫉迂誕之学、網束置高閣、儀徵初末之見也。後十年、穆謁太傅於弔上、太傅為述此事、猶扼擊太息、有餘恨云。文中の「太傅」は阮元を追光二十六年に加えられた銜（肩書）によって称したもので、近藤光男氏によれば「在世中にこの銜を得た例は極めて稀」なる名譽の称号である（前掲書七〇〇頁）。

（六五） 陳康祺『郎潜紀聞初筆』巻十三「孫侍御記問之淵博」に、「康祺閱歷名場、見朋輩中鑽研古書、不工制藝者、遇稍解風雅之主司、多以二三場殫治見収」とある。